郷土文化の向上に盡す幾多の功績

「文化の日」被表彰者きまる

菊花薫る11月3日は「文化の日」です。昭和24年この制度が初めてわが国に実施されてから今年は12回目になります。全国各地でこの日を記念していろいろな行事が行なわれますが、大分市でもこれまで大分市の文化向上に寄与し功労のあつた方々や団体を表彰し、その功績をたたえることになりました。

本年度の「文化の日」の被表彰者は、さきに各関係者から推せんをいただきました各部門の功労者について表彰審議会を開いた結果、次のように教育関係3名、社会関係2名の計5名の方とラジオ体操を通じて市民の健康増進に貢献した竹町の若草クラブが請の表彰を受けることになりました。（順序不同）

植木　栄助氏（72才）
教育功労者

宇藤伊太郎氏（67才）
社会功労者

中島高之助氏（59才）
教育功労者

津野　猶人氏（79才）
社会功労者

祓川　一郎氏（56才）
教育功労者

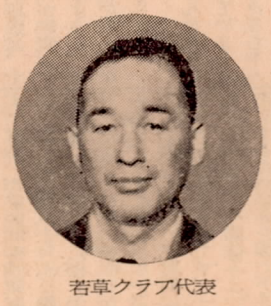

若草クラブ代表
小手川　碩氏（55才）

きれいな選挙で明るい日本

11月20日は總選挙

最高裁国民審査も併せ行なう

十一月二十日は衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票が行なわれます。次のことをよくご覧になつて全員投票に参加され「情実」や「金力」にとらわれず、立派な人を選びましょう。

◎ **投票のできる人**
昨年六月十五日以前から引き続き同年九月十五日まで大分市に居住し昭和十四年十二月二十一日までに生まれた日本人で、昭和三十四年九月十五日現在で調製した基本選挙人名簿に登載されている人。（但し後述の補充申請をした人も含みます。）

◎ **投票の心得**
投票所入場券の配布
入場券は十一月三日頃までに市役所職員が配布しますので三日がすぎても入場券の届かない人は大分市選挙管理委員会事務局（以下単に事務局と書きます）にお問い合せ下さい。
この入場券がないと投票所に入ることができませんので当日は必ず持参して下さい。
もし紛失された場合は事務局又は投票当日投票所で再発行しますので印鑑をお持ち下さい。

◎ **投票時間**
十一月二十日午前七時から午後六時まで。
投票の始まる午前七時と投票所閉鎖一時間前の午後四時には業務上のためサイレンを鳴らします。

◎ **投票所**
現住所のいかんにかかわらず入場券に書いてある場所で投票するようにして下さい。
投票所の中には土足で上がるようにしてあります。
なお投票区分は別表をごらんください。

◎ **投票要領**
投票要領については投票所で渡される投票券裏面にくわしく書いてありますので当日ご覧ください。

◎ **不在者投票の取扱はどうですか**
十一月二十日現在で居住地を離れている方で次の三つの事由に該当する方は事務局で不在者投票をすることができますので事務局へ申出ください。（郵便投票は取扱いません）
① 業務主等の証明書又は証明書が必要）
（例）船員、業務主等の証明書又は証明書が必要）
② 当日大分市外で業務に従事している場合。
（例）船員、業務主等の証明書又は証明書が必要）
③ 当日にやむを得ない用務や事業で大分市外に旅行中か滞在中である場合。
（例）船員、業務主、滞在地の市町村長の証明書又は証明書が必要）
妊娠等で歩行が大変困難な場合や監獄、少年院に収容されている場合。
（例）監獄長、刑務所長、警察署長、少年院長、産婦等の証明書が必要）
なお指定病院以外の病院に入院している方は、病院内では投票ができないので、不在者投票をすることをお勧めします。

写真＝公明選挙ポスター

桃園地区税務連絡所の執務日程を、十一月一日以降毎月一日から五日までと、二十七日から月末までの午前中に変更いたします。

大分市報
毎月1日15日発行
発行所　大分市役所
編集兼発行人　安東玉彦
印刷所　高木印刷KK

投票区一覧表

投票区名	投票場所	関係区域
金池第一	金池小学校	金池、金池南、南新町、顯徳寺、米屋町、東新町、東新町北、天神町、稲荷町
金池第二	上野丘高等学校	上野東、上野南、上野北、六坊南、六坊北、六坊東、元町、古国府
長浜	長浜小学校	坊ケ小路、長浜東、舞鶴、舞鶴南住、長池、塩九升、長浜西、長浜南
荷揚	県体育館	荷揚北、荷揚南、荷揚西、中央、南新地、北新町、紺屋町、竹町、本町、城崎町、於北町、若草町
中島第一	碩田中学校	中島北、中島東、中島（但し十条以北）新中島南、新中島東、新中島西
中島第二	中島小学校	中島（但し中島十条以北を除く）中島西、船頭町、堀川
中島第三	浜町保育所	新川東、新川西、芦崎、浜町南、浜町北、浜町東
春日第一	春日町小学校	勢家、勢家本町、春日町、東春日、西春日、南春日、玉子一丁目、玉子二丁目、南玉子一丁目、南玉子二丁目
春日第二	生石保育所	玉子三丁目、南玉子三丁目、東生石、西生石、南生石東、南生石西、浜ノ市
八幡第一	八幡小学校	御幸、上白木、大久保、東八幡、八幡、上八幡、下張原、下白木（但し十、十一組のみ）
八幡第二	神崎小学校	下白木（但し十、十一組を除く）田の浦
大道第一	大道小学校	大道一丁目、大道二丁目、大道三丁目、新大道、東大道、田室町、西新町、草場町、駅前
大道第二	大道保育所	大道四丁目、大道五丁目、大道六丁目、椎道、志手
南大分第一	南大分中学校	三ケ田町、永興、田中、豊饒、畑中、羽屋、南太平寺、旭町、上田町
南大分第二	県立農業試験場	庄の原、深河内、竹ノ上、上村、明礦尼ケ瀬
滝尾第一	滝尾小学校	南下郡、北下郡、片島、羽田、米良
滝尾第二	公津守民館	曲、冨岡、津守
津留	舞鶴高等学校	今津留、中津留、花津留、花津留新町、大津町、岩田町一丁目、岩田町二丁目、岩田町三丁目
東大分	東大分小学校	牧、東原、東萩原、中萩原、西萩原、白滝、高城、高城東、高見
日岡	日岡小学校	西原、向原、新貝、高松、鼻高松、新高松東、新高松西
桃園	桃園小学校	三ツ川上、三ツ川下、千歳、上、寺崎、仲西、岡

選挙の入場券配布

補充登録の申請は7日まで

十一月二十日行なわれる衆議院議員の選挙における投票所入場券は昨年調整の基本選挙人名簿に基いて発行したもので十一月三日頃までに次のような方々に配布いたします。

◎ **入場券を交付される人**
昨年六月十五日以前から引続き現在まで大分市に居住している日本人で昭和十四年十二月二十一日までに生まれた人
以上の方で入場券をもらわない人又は次の方は補充選挙人名簿に登録申請をしないと投票が出来ません。

◎ **申請しなければならない人**
① 入場券を交付される資格がありながら入場券のこない人
② 昨年の六月十六日以降本年七月三十一日までに大分市に転入し、引続き現在まで居住している日本人で、昭和十五年十一月一日までに生まれた人
③ 昨年の六月十五日以前から引続き現在まで大分市に居住している日本人で、昭和十五年十二月二十一日以降昭和十五年十一月一日までに生まれた人、
以上のような方は十一月一日からの期間中に事務局へ不在者投票するか、投票当日投票所で投票しなくてはなりません。

◎ **大分市内指定病院**
（大分県立病院、国立大分病院、大分赤十字病院、杉村病院、大分精神病院、佐藤精神病院、帆秋精神病院、城東病院）

◎ **不在者投票の期間**
衆議院議員選挙は十月三十日から十一月十九日まで、最高裁国民審査は十一月十日から十一月十九日まで（時間はいずれも午前八時三十分から午後五時まで）

基本選挙人名簿の縦覧と回覧

会事務局

◎ **回覧の方法**
△期間は十一月一日から十一月六日までの六日間
△自治委員、自治連絡委員、隣組長さんを通じて回覧しますので隣組に加入していない世帯にもれなく回覧して下さい。
△名簿の表紙に記載してある注意事項をよくよんで下さい。
△紛失、汚損等のないよう取扱いに注意して早急に回覧して下さい。

選挙のときに投票ができるのは選挙人名簿に名前が載つているからです。たとえ大分市に居住年数が十二月二十一日以降昭和十五年十一月一日までに生まれた日本人で、今年の九月十五日現在でこの日まで引続き二ケ月以上（即ち六月十五日以前から）大分市に住所を有する人です。

◎ **縦覧の方法**
△期間は十一月五日から十一月十九日までの十五日間
△時間は十一月、日曜にかかわらず毎日午前八時三十分から午後五時まで
△場所は市役所四階選挙管理委員会事務局

新しく選挙人名簿をつくりましたので次の方法によつて縦覧と回覧をいたします。
この名簿には昭和十五年十二月二十一日までに生まれた日本人で、今年の九月十五日現在でこの日まで引続き二ケ月以上（即ち六月十五日以前から）大分市に住所を有する人です。

今年も九月十五日頃調査のうえ新しく選挙人名簿をつくりましたが、これらの方々は選挙のときに投票ができませんが、次回からいろいろなことがらについて書いて行きます。

農務課　畜産係

養鶏

もうかる養鶏は駄鶏のとう汰から

同じ一〇〇羽の鶏を飼つているのに、ある人は五〇〇円の損をすることがあります。この場合、前者は養鶏はもうかるものだというし後者はいや養鶏はもうからないものだといいます。

これにはいろいろな原因があり、その理由は一概にはいえませんが私達が、養鶏家を頑つて特に感じていることは卵をうまない鶏（駄鶏）を多く飼つている人ほどもうけが少いということです。

養鶏の経営上一番重要なことは駄鶏のとう汰とその補充にあると思います。悪い鶏は整理したが、あとの補充鶏がなければ鶏は少くなります。

近年バタリーやケージを備えて、駄鶏を早く発見して処分をしている人もありますが、まだまだ多くの人は一日でも飼つた鶏は手ばなすのが惜しいという理由でうまいとわかつている鶏でも後生大事に飼つています。

鶏一羽の飼料代が一日四円として四〇%産卵では、その卵一ケの生産費は一〇円にあたります。五〇%では八円、八〇%では五円にしかあたりません。このように産卵率を上げることが養鶏でもうかる秘けつだと思います。

そこで養鶏家は駄鶏は絶対に飼わないということを念頭において飼育されることをお願いするわけです。しかしこれは、駄鶏とう汰を完全に行なうことができれば一人前の養鶏家といわれているように大へんむつかしいことです。

精兵主義の産卵態勢を整えるためには、産卵をやめている鶏や、産卵率の悪い鶏をみつけ次第躊躇なくとう汰することです。

そのためには日頃よく鶏を観察しなければなりません。

くちばしの色、足の色、耳朶の色、瞼の色と日々その変わり方を見て研究をしなければなりません。

そのためには、養鶏研究会を開いてその方法を学んで実地に駄鶏の見方を勉強するのも一つの方法でしよう。養鶏の経営は日進月歩という感じがします。お互に組合員の方と力を合わせて堅実にもうかる養鶏をやりたいものです。

このように駄鶏のとう汰には必ず鶏の補充を考えなければなりません。それにはどうしても年に数回グループ或は組合で共同育雛をして、それを安い価格で手に入れるように考えることです。今回は駄鶏のとう汰のことのみについて書きましたが、次回からいろいろなことがらについて書いて行きます

農務課　畜産係

引揚国債を担保に資金貸付

引揚給付金国債を担保として、その額面残額の九割（一世帯五万円以内）を生活困窮者へ事業資金として貸付けますので、希望者は十一月五日から十日までの間に市社会課へ申し込んで下さい。事業資金とは、商工業を営んでいるもので、これが運転資金として必要とするもの又は収入が少いもので家庭用の内職資金を必要とするものとなつています。

選挙人名簿の異議申立

引揚給付金国債を担保として、その額面残額の九割（一世帯五万円以内）を生活困窮者へ事業資金として貸付けますので、希望者は十一月五日から十日までの間に市社会課へ申し込んで下さい。事業資金とは、商工業を営んでいるもので、これが運転資金として必要とするもの又は収入が少いもので家庭用の内職資金を必要とするものとなつています。

第10回 大分市菊花大会

とき　11月3日～6日
ところ　若竹公園
出品予定数　大菊　一二〇点　盆栽　三〇点
切花　三〇点　懸崖　三〇点
出品規定　大菊　高さ　一〇〇センチ～一四五センチ
切花　長さ　六〇センチ
主催　大分市花卉同好会
備考　今年は特に盛会が予想されますので多数で観賞下さい。
夜間も観賞できるよう照明設備がしてあります。

国会の行く道照らす この一票

窓口事務の一本化
11月1日から実施

市民相談係など 戸籍課へ

既報の通り九月の定例市議会で市役所窓口の一本化など事務機構の一部改正がありましたがいよいよ十一月一日からこの新しい機構で発足し、市民の不便が解消されることになりました。

いままでは、市外から大分市へ転入した場合その転入手続きとして、まず住民登録の関係で一階の戸籍課へ行き、それから四階の国民健康保険課で資格取得の手続きをすませ、次いで二階の商工観光課の窓口で主食配給通帳の記入をしてもらうというように不馴れな市役所を一階から四階まで行ききしなければならぬという不便さで、市民の皆さんに大へんご迷惑をかけていました。そこで、今後は窓口事務改善の第一歩として、一階の戸籍課に簡易な窓口事務を集めここで殆んどの転入事務などをすませていただこうというものです。またこのほか、いままで市に対する苦情相談などで皆さんにご利用していただいていた「市民相談係」も戸籍課に移り、「市民係」としてこれまで通り市民の相談相手となりサービスにつとめることになりました。

市役所に出す書類などの手続きでわからないことは、なんでも市民係へご相談下さい。

このように今度の機構改革では、戸籍課を中心とした窓口事務の一本化が行なわれ、同課で次の事務が取り扱われるようになりました。

①主食配給関係の転出入の手続きとその証明書の受付事務（これまでは商工観光課で処理）
②国民健康保険の資格に関する届出の受付（これまでは国民健康保険課で処理）
③市民の苦情、意見、各課との連絡、その他の市政相談事項（これまでは秘書課で処理）
④死産の届出の受理、火葬の認可埋葬の許可、火葬場の使用申込霊柩車の使用申込（これまでは衛生課で処理）

また十一月一日から課税課で、自動車の臨時運行の手続事務（これまでは土木課で処理）を取り扱うことになりました。

☆　☆　☆

国民健康保険課と農務課の入替え

なお、このほか十一月四日から現在四階で執務している国民健康保険課が二階の農務課のある場所へ移り、農務課と農業委員会が四階へ移ることになりました。

国保相談室

問　私は六月三十日会社をやめ商業を自営することになりましたが、国民健康保険はどんなことになりますか又近所の人でまだ加入していない人があるようですが加入しなくてもよいのでしょうか。（大道　E生）

答　市内居住者で会社とか官公庁等の健康保険のない方は、法律によつて全部国民健康保険に加入しなければならないことになつています。従つてあなたの場合は七月一日から大分市国民健康保険の被保険者の資格を取得し、その日から十日以内に市役所に届出なければならないことになりますので至急保険課へ印鑑をもつておいで下さい。

又、近所に健康保険のない方がいるとのことですが、多分他の健康保険に加入している方ではないでしょうか。国民健康保険の被保険者の資格は法律で「大分市に住所を有し、他の健康保険のない方は全部国民健康保険の被保険者とする」と定められていますので近所の方で他の健康保険にも国民健康保険にも加入していない方がもしあるとすれば、当然国民健康保険に加入しなければならないわけです。従つて、このような方の保険税については届出の日から賦課するのでなく、資格を取得した日にさかのぼつて賦課され、一度に多額の保険税を収めなければならなくなりますので至急国民健康保険課に届出るようおすすめ下さい。

—◇—

これから毎回国民健康保険に関する皆さんのご質問にこたえるため新しく「国保相談室」をもうけました。保険についてご質問やご意見がありましたら何んでも結構ですからどしどし国民健康保険課にお寄せ下さい。

大分市赤ちゃんコンクール
秋好靖二ちゃんら入賞

大分市では、赤ちゃんの健康相談をかねて秋の赤ちゃんコンクールの各地区予選を先月末から市内八地区で行なつてきましたが、このほど予選全部を終わり、去る二十日大分市の大会を県教育会館で開きました。

コンクールに参加した赤ちゃんは全員で五〇三名でしたが、このうち成績のいい赤ちゃん二〇名が市の大会に参加しました。

コンクールの審査にあたつた先生方は、総体的にみて冬を越した赤ちゃんは発育もよく大へん丈夫に育つているようだ。また最近では育児熱が盛んで、いろいろとお母さん方が気をつかつているようだが、赤ちゃんはやはり自然のままに育てるのが一番よく、あまりかまいすぎるのはよくないと赤ちゃんを育てるお母さん方に注意していました。

大分市の大会で入賞した赤ちゃんは次の通りで、これら入賞者は、十一月一日の大分県大会に大分市の代表として出場することになつています。（敬称略）

〔優良児〕　秋好靖二（畑中）
幸　美香子（長浜東）
〔人工栄養児〕　一位　前田尚史（城崎町）　二位　工藤昌子（浜町南）
〔未熟児〕　山崎浩徳（六坊北）

秋好　靖二ちゃん

幸　美香子ちゃん

前田　尚史ちゃん

山崎　浩徳ちゃん

納税たより

納税貯蓄組合 総加入運動を展開

一、市税の納付について

市県民税第三期分、国民健康保険税第四期分の納期限は、十月三十一日まででしたが納税はお済みになりましたでしょうか。何かのご事情により、まだ納めてない方は今すぐお納め下さい。

滞納になると今月二十日付で督促状が届けられます。その上、督促手数料（一件当り二十円）や延滞金（日歩二銭）がつき、納税者に余分な負担がかかることになります。なお、市県民税特別徴収十月分、法人市民税（十月末日納付期限のもの）の滞納者には、十一月三十日付でそれぞれ督促状が届けられます。また納めてない方は、今すぐ納めて下さい。滞納は市の発展を阻害するものです。一人残らず完納して、一層住みよい大分市にするため是非ご協力下さい。

二、一人もれなく納税貯蓄組合に加入しましょう

市民の皆様が納税貯蓄組合に総加入していただくよう今年から三ケ年計画で納税貯蓄組合総加入運動を推進しています。何故そういう必要があるかと申しますと皆様ご承知のように納税貯蓄組合が自主納税制度の大きな土台となるからです。大分市では昨年九月以来、これまでの臨戸徴収をやめて全面的に自主納税制度をとつており、その成果もだんだんとあがつていますが、まだまだ十分とはいえません。現在大分市の納税貯蓄組合は五七九組合が結成されており、組合員数は一八、六四一人になつています。しかし大分市民で納税貯蓄組合に加入できる人は、このほかになお五、〇〇〇人程もいますそこでこういつた五、〇〇〇人の未加入の方々が三年以内に一人もれなく組合員になつて自主納税にご協力いただくようお願いするわけです。ご承知のように、大分市の財政は、その大半を市税収入でまかなつていますので、税収のよしあしが市の事業に直ちに影響しみなさんの生活にも直接ひびいてまいります。従つて、市民の皆様が一日も早く加入して、全市的に自主納税態勢をととのえなければならないわけです。

もしあなたの居住地域に納税貯蓄組合が設立されていない場合、又は組合は設立されていても、これに加入されていない方は一日も早く加入してこの総加入運動にご協力下さい。加入の方法は町内にすでに組合が設立されていれば、その組合長さんにお申出になつて下さい。もし居住地域に組合が設立されていない場合は、市役所徴税課納税貯蓄組合係にご相談下さい。このほか納税貯蓄組合について分らないことがあれば係までご遠慮なくお問い合せ下さい。係では皆さんのおこしをお待ちしています。

なお今年度から市では組合結成或は加入を促進するため、新規結成の組合や新規に加入した組合員に対し、それぞれ一人につき二十円の割でその組合に助成金を交付することにしています。

拠出制國民年金
一人残らず届出を

ただいま、社会課では拠出制国民年金に加入しなければならない人の資格取得届、任意加入者として加入を希望する人の資格取得承認申請書、資格取得申立書の受付を行なつています。

この国民年金は国民全体の保険ですから、加入することが日本人の義務になつています。

つまり昭和三十六年四月一日で二十才以上五十才未満の人は、みんな加入しなければならないことになります。しかし、厚生年金や恩給などの被用者年金に入つていて、そこから年金がもらえる人やすでにそこから年金をうけている人は入れません。しかし、現に遺族年金を受けている人は、本人が希望すれば、国民年金に加入することができます。また、被用者年金の加入者の配偶者や学生、生徒及び明年四月一日現在で五十才をこえ、五十五才をこえない人は希望で加入できます。

受付は社会課窓口で行なつていますが、同時に町内ごとに係員が出向き受付を行ないます。受付の日時は該当者にあらかじめ通知を差上げますので一人残らず届書をご提出下さるようお願いします。

被保険者の資格のない人は福祉年金をもらえません

明年四月一日現在五十才未満の人で被保険者になつていない人は老令福祉年金はもちろん、からだが不自由になつても、また一家のはたらき手をなくしても、障害福祉年金や母子福祉年金などもらえません。

事業資金を融資
申し込みは11月15日まで

市では次の通り事業資金の融資を行ないます。希望者は十一月十五日まで商工観光課へお申し込み下さい。申込用紙は同課にあります。

① 小口融資　貸付金額は十万円以下で返済期間は一年—三年以内。資格は市内で満二ケ年以上営業している方で保証人二名以上必要です。

② 大口融資　貸付金額は百万円以下で返済期間は一年—三年以内。資格は市内で満二ケ年以上営業している方で保証人二名以上、担保に土地又は建物を要します。

なお、機械器具の購入や店舗の増築費に対し、日歩五厘の利子補給を出しますので該当者は申込みの際その旨お申出下さい。

靖国神社参拝
団員を募集

大分県遺族連合会では次により戦没者遺族靖国神社参拝希望者を募集しています。今度の参拝が割引使用の最後の団体参拝となりますので希望者は早目に市社会課へ申し込んで下さい。満員のときは受付順に締切ります。

旅行日程と旅費

日　程
十一月八日から十一月十六日まで
見学地
東京—伊勢—高野山—京都
旅　費（一人当り）
九、六〇〇円の予定

両子山のもみじ狩りと国東史蹟めぐり

申込みは十一月五日まで大分市観光協会（電六一一一番）へ

道路交通法早わかり

No.1

改正された新しい道路交通法はいよいよ十二月二十日から全国一せいに実施されます。大分警察署でもこの新道路交通法の施行を前に各所で自動車の運転手さんなど関係者を集めて講習会を開いています。

しかしこういつた法律は一部の交通関係者のみが知つておればいいというものではなく、市民の皆さんも大体のことは知つていて激増する交通事故の防止へご協力願いたいものです。

そこで新しい道路交通法が実施されると交通規則はどう変わるか「新道路交通法早わかり」を皆さんと一しょにのぞいてみましょう。

◇

1、新道路交通法の目的

道路交通法は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図ることを目的とする法律です。

2、言葉の意味が新しく追加されたもの

こんどの新しい道路交通法で使われる言葉には、現行法とその意味がちがつたり、あるいは新しくその意味が明らかにされるものがあります。

一、横断歩道とは

道路標識と道路標示（路面に道路びょう、ペイントなどでえがかれた線とか記号のようなもの）で示されている場所だけに限られることになります。ですから横断歩道の存在がはつきりして、横断するときの安全が確保されることになるわけです。

二、車輌とは

自動車、原動機付自転車（モーターバイク）軽車輌並びにトロリーバスをいうことになります。軽車輌とは自転車、荷車、荷馬車、リヤカーなどをいいます。

三、交差点とは

「十字路や丁字路など二つ以上の道路（車道）が交わつている部分」のところをいうことになり、その範囲がはつきりしています。

四、安全地帯とは

路面電車に乗り降りする人や道路を横断している歩行者の安全を図るために、設けられた「安全島」や道路標識と道路標示ではつきり示されているところをいうことになります。従つて路面にペンキでえがいてあるだけのものは正規の安全地帯とはなりません。

五、徐行とは

車輌や路面電車が必要に応じていつでもすぐ停止することができるような速度で進行することをいうようになります。したがつて、たんにスピードをおとしているからといつて徐行にならない場合もあるわけです。

（以下次号）

大分市観光写真懸賞募集

大分市では市の有様を広く紹介し宣伝するために観光写真の懸賞募集をしています。次の要領によりふるつて応募して下さい。

1、主催　大分市、大分市観光協会、大分合同新聞社
2、協賛　大分県観光協会、写真材料商組合大分支部
3、課題　大分市内にある名所、史蹟、施設、風景並びに観光的な諸行事で観光写真となるもの
4、賞金　特選（一点）一〇、〇〇〇円
準特選（二点）各三、〇〇〇円
入選（十五点）各一、〇〇〇円
佳作（三十点）各三〇〇円
他に副賞があります。
5、作品　黒白写真四ツ切以上、一人で何点でも応募できます。但し必ず未発表のもの又は他に応募しない自作品に限ります。
6、送り先　大分市商工観光課
7、締切り　昭和三十五年十一月三十日
8、審査　主催者側で十二月初旬に行ないます。
9、注意事項
（一）作品の裏面に住所、氏名撮影地、撮影年月日、その他撮影に関するデータなど必要項目を明記して下さい。
（二）応募作品は返却いたしません。
（三）入選の場合ネガと版権は市観光協会が頂きます。

観光写真撮影会

市の観光協会では大分市観光写真の懸賞募集にともない、次のとおり市内一円で撮影会をおこないます。

1、期　日　十一月十三日（日曜日）
2、集合場所　大分市役所前　午前八時三〇分
3、会費　無料
4、募集　会員約五十名　課内電話六一一番）
5、参加申込先　大分市観光協会（商工観光課）
6、申込締切り　十一月十一日午前中
但し定員に達し次第締切ります。
7、その他　(1)当日は貸切バスでまわりますので、申込と同時に会員券を渡します。(2)昼食は各自持参のこと。